

豊田市生活困窮者仕事と住まいの一体支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市生活困窮者仕事と住まいの一体支援費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響により、就労及び住居が不安定な状態にある生活困窮者への雇用機会の拡大と継続的な雇用、加えて安定的な住居の確保を目的とし、実施事業者を支援する。

(補助内容及び補助額)

第3条 補助事業者、対象労働者、補助事業の内容、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、補助の対象としない。

- (1) 事業を実施するうえで、法令に抵触する恐れのある場合
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした場合
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等を行う場合

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、対象労働者と雇用契約締結日から3か月以内に補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費明細書（様式第1号-2）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類
- (3) 事業実施状況が確認できる書類
- (4) 豊田市税の未納が無いことを証明する証明書
- (5) 補助事業者の定款、寄附行為、規約
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。なお、補助金を交付することが不適當であると判断した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金を不交付とする旨を補助事業所に通知するものとする。

- 2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 4 第1項の交付決定は、同一補助事業者に対し、同一対象労働者について1回限りとする。

（交付の除外要件）

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- （1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- （2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- （4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(交付決定の取下げ)

第7条 補助事業者は、第5条第1項の規定による補助金の交付の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に豊田市生活困窮者仕事と住まいの一体支援費補助金取下げ書（様式第4号）を市長に提出することができる。

- 2 前項の規定による豊田市生活困窮者仕事と住まいの一体支援費補助金取下げ書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(帳簿等の備付け)

第8条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存し、市長の要求があったときは、直ちに閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(検査)

第9条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類、物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱で用いる様式及び添付書類並びにこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表1（第3条関係）

<p>補助事業者</p>	<p>・次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 豊田市内に本店、支店等を置く事業者であること。</p> <p>② 雇用保険の適用事業主であること。</p>
<p>対象労働者</p>	<p>・次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>① 豊田市内に居所がある者</p> <p>② 市が認めた生活困窮者で、自立相談支援機関が紹介した者</p> <p>③ 紹介日に雇用保険の被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者など、失業等の状態にない場合を含む）でない者</p> <p>④ 離職・廃業等により住居を喪失している者又は喪失するおそれがある者</p>
<p>補助事業の内容</p>	<p>・対象労働者を雇用保険の被保険者として雇い入れること。</p> <p>・対象労働者と期間の定めのない雇用又は6ヶ月以上の契約期間の雇用契約を締結し、かつ住居を提供すること。</p> <p>・対象労働者の勤務状況を毎月市へ報告すること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>・次のいずれかに該当する者が要した経費とする。ただし、令和4年7月1日から令和5年3月31日の間に実施したものであって、当該期間内に補助対象経費となる費用の支払いが完了しているものに限る。</p> <p>① 対象労働者へ提供する住居を所有する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者が入居する部屋の修繕費、清掃代 ・対象労働者へ支払う1か月分の給料 <p>② 対象労働者へ提供する住居を所有していない事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者を入居させるために要した礼金、1か月分の家賃（共益費を含む） ・対象労働者へ支払う1か月分の給料
<p>補助率 (限度額)</p>	<p>100%（30万円）</p>